

# 岐阜県公報

## 目次

### 公示

河川整備計画の案の縦覧

(河川課)

ページ

## 公示

河川整備計画の案の縦覧

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項に規定する河川整備計画の案を作成するので、同条第四項の規定により、一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 河川整備計画の種類

一級河川木曾川水系木曾川中流域河川整備計画

### 二 河川整備計画を定める河川の区域

一級河川木曾川水系新境川、大安寺川、迫間川、可児川及び加茂川の流域

なお、詳細は、当該河川整備計画で表示する。

### 三 縦覧期間

公示の日から三月十三日まで

### 四 縦覧場所

岐阜県土木整備部河川課、岐阜県岐阜土木事務所、岐阜県美濃土木事務所、岐阜県可茂土木事務所、岐阜県多治見土木事務所、岐阜市役所、多治見市役所、関市役所、瑞浪市役所、美濃加茂市役所、各務原市役所、可児市役所、岐南町役場、笠松町役場、坂祝町役場及び御嵩町役場

### 五 その他

当該河川整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに、岐阜県知事に意見書を提出することができる。

平成二十四年二月二十八日発行

発 行 者  
所 者

岐 阜 県 庁  
岐 阜 県 庁  
岐阜市数田南一丁目一番一号

編 集

各務原市テクノプラザ一

ビー・アール・テクノセンター